

我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止についての 意見募集（パブリックコメント）

■ 目的

我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、皆様からの意見を募集します。

■ 「条例（計画）制定の趣旨」「条例（計画）の主な改正点（改正の趣旨）」など

高等学校授業料無償化や日本学生支援機構の貸付、日本政策金融公庫のローンといった他制度が充実し、本条例の設置目的を終えたため廃止するものです。

なお、現行の条例は以下の通りです。

○我孫子市修学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例

昭和45年3月31日

条例第13号

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校、大学又は高等専門学校に在学する者で、経済的理由により修学困難な者に対し資金を貸付し、有能な人材の育成を図るため我孫子市修学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、修学事業のため我孫子市に寄付された別表の50万円の金額を基礎に予算の定めるところにより追加積立することができる。

2 基金の運用から生ずる利益は、基金に追加積立する。

3 前2項の規定により、積立てが行われたとき又は第18条の規定により返還金を免除したときは、基金の額は相当額増減するものとする。

(運用)

第3条 市長は基金設置の目的に応じ、确实、かつ、効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他もつとも确实、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

(定義)

第5条 この条例において「修学生」とは学資金の貸付を受けて高等学校、大学又は高等専門学校に在学する者をいい、「修学資金」とは修学生に貸付ける学資金をいう。

(資格)

第6条 修学資金を受けることのできる者は、次の各号に掲げる修学生でなければならない。ただし、通学困難又は全寮制のため学生寮等に入寮若しくは下宿等に入ることにより、本市の住民基本台帳に記録されない者については、引き続き住民基本台帳に記録されている者とみなす。

- (1) 貸付を受ける日の1年前から引き続き本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者
- (2) 健康であり、志操堅実で成業の見込みある者
- (3) 学資金の確保が困難である者

(審査委員会)

第7条 修学資金の貸付を審査し、その運用を公平にするため我孫子市修学資金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は委員5名をもつて組織する。
- 3 委員は市職員及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることを妨げない。

6 前4項に定めるもののほか、委員会の組織運営に関し必要な事項は規則で定める。

(貸付)

第8条 貸付金額は、高等学校又は高等専門学校に在学する者については、月額10,000円以内、大学に在学する者については、月額20,000円以内とし、貸付決定日の属する月から修業期間を終了する日の属する月まで貸付けるものとする。

2 前項の規定により貸付けする修学資金は無利子とする。

(貸付の決定)

第9条 修学資金の貸付は、第7条の委員会に諮り市長が可否を決定する。

(異動等の届出義務)

第10条 修学生(修学生であつたもので、修学資金の返還の未済の者を含む。)は次の各号に掲げる事態が生じたときは、直ちに保護者及び連帯保証人と連署のうえ、市長に届け出なければならない。

(1) 休学、長期欠席(3カ月以上)復学、転学、退学又は停学したとき。

(2) 本人又は保護者、連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があつたとき。

(証明書の提出)

第11条 修学生は各学年の課程を修了又は卒業したときは、速やかに修了証明書又は卒業証明書を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、随時成績証明書を提出させることができる。

(修学資金の停止)

第12条 修学生が休学、又は長期欠席したときは、その事実の生じた翌月からその事実の消滅した月までの間、修学資金の貸付を停止することができる。

(修学資金の貸付取消)

第13条 修学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、修学資金の貸付を取消しすることができる。

- (1) 学業成績が著しく不良となつたとき。
- (2) 傷病、疾病などのため成業の見込みがないとき。
- (3) 休学、転学が適当でないとき。
- (4) 第6条各号の規定に該当する者でなくなつたとき。
- (5) その他修学生として適当でないとき。

(返還)

第14条 修学資金は卒業（退学及び修学資金の貸付を取消された場合を含む。）の月の翌月から6年以内（高等学校又は高等専門学校修学生が引き続き大学へ入学し貸付の適用を受けたときは、大学卒業の月の翌月から10年以内）に返還するものとする。

(延滞金の徴収)

第15条 修学資金の貸付を受けた者が、その返還を怠つたときは、期限の翌日から返還の前日まで日歩2銭の延滞金を徴収する。

(死亡の届出)

第16条 修学生又は修学生であつたもので、修学資金の返還未済の者が死亡したときは、保護者、又は、連帯保証人は直ちに市長に届け出なければならない。

(返還猶予)

第17条 特別な事由により修学資金の返還が困難な者は、返還の猶予を受けることができる。

(返還義務の免除)

第18条 修学生又は修学生であつたもので修学資金の返還未済の者が死亡したとき若しくは別に定める身体障害者となつたときは、保護者等の申出により未返済金の返還を免除することができる。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行のため必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この条例施行日以前において我孫子町奨学資金貸付に関する条例（昭和36年条例第8号）第10条の規定により奨学資金の貸付決定を受け貸付継続中の者については、この条例第9条の規定による貸付決定者とみなす。

3 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 我孫子町奨学資金貸付に関する条例（昭和36年条例第8号）

(2) 我孫子町育英資金貸付及び給付基金条例（昭和44年条例第11号）

附 則（昭和47年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月29日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

寄付者氏名等	金額
根本正行	300,000円
原七衛	100,000円
伊藤泰治	100,000円